

令和6年度市民税・県民税(国民健康保険税)

申告の手引

申告期間:令和6年2月7日(水)から3月15日(金)まで

《申告相談受付日程》

月	日	曜日	対象		会場・時間		
2月	7	水	宮守町	農業申告がない方	宮守地区	みやもりホール 開場 午前8時 受付 午前9時～午後4時 ※ 宮守町の方は、行政区の指定日以外で受付可能です。	
	8	木			達曽部地区・鱒沢地区		
	9	金		農業申告がある方	鱒沢1・2・3区		
	10	土			宮守1・2・3区		
	12	月			宮守4・5区・達曽部3区		
	13	火			達曽部1・2区		
	15	木	綾織町	農業申告がある方	小友1区		遠野市役所とびあ庁舎 (2階大会議室) 開場 午前8時15分 受付 午前9時～午後4時 ※1 午前8時15分に、とびあ正面バス停側の入口が開錠されます。 ※2 とびあ正面バス停側の入口の開錠に合わせて、とびあ庁舎2階中会議室前で番号札配付を行います。 ※3 本庁舎からとびあ庁舎へ続く通路、とびあ庁舎南口、とびあ3階駐車場正面入口は、午前8時20分に開錠されます。 とびあ庁舎会場は、各町指定日以外で受付可能です。(予約の必要はありません。)
	16	金			綾織1・2区		
	17	土	小友町	農業申告がない方	綾織町・小友町		
	19	月			綾織3区・小友2・3区		
	20	火	附馬牛町	農業申告がある方	附馬牛1・2区		
	21	水			附馬牛3区・松崎4区		
	22	木			松崎2・5・6・7・8区		
	23	金			松崎1・3区		
24	土	松崎町	農業申告がない方	附馬牛町・松崎町			
26	月			土淵町	農業申告がある方	土淵1・4区	
27	火	土淵2・5区					
28	水	土淵3・6・7区					
29	木	農業申告がない方	土淵町				
3月	1	金	青笹町	農業申告がある方	青笹1・4・5区	とびあ庁舎会場は、各町指定日以外で受付可能です。(予約の必要はありません。)	
	4	月			青笹2・3・6区		
	5	火	農業申告がない方	青笹町			
	6	水	上郷町	農業申告がある方	上郷1・2・3区		
	7	木			上郷4・5・6区		
	8	金			農業申告がない方		上郷町
	9	土	遠野町	遠野1・2・3・4・5・6区	遠野1・2・3・4・5・6区		
	11	月			遠野7・8・9・10・11・12区		
	12	火			遠野13・14・15区		
	13	水	全町 (大変混み合います)				
	14	木					
15	金						

- ◆ 申告会場の受付番号札を配付する時間は、開場時間からです。
- ◆ 期間中は税務課及び宮守総合支所の窓口での申告相談はできません。(提出のみ可能)
- ◆ 混雑を避けるためできるだけ指定日での来場をお願いします。
- ◆ みやもりホールで宮守町以外の方が申告するときは、前日までに税務課に事前予約が必要です。

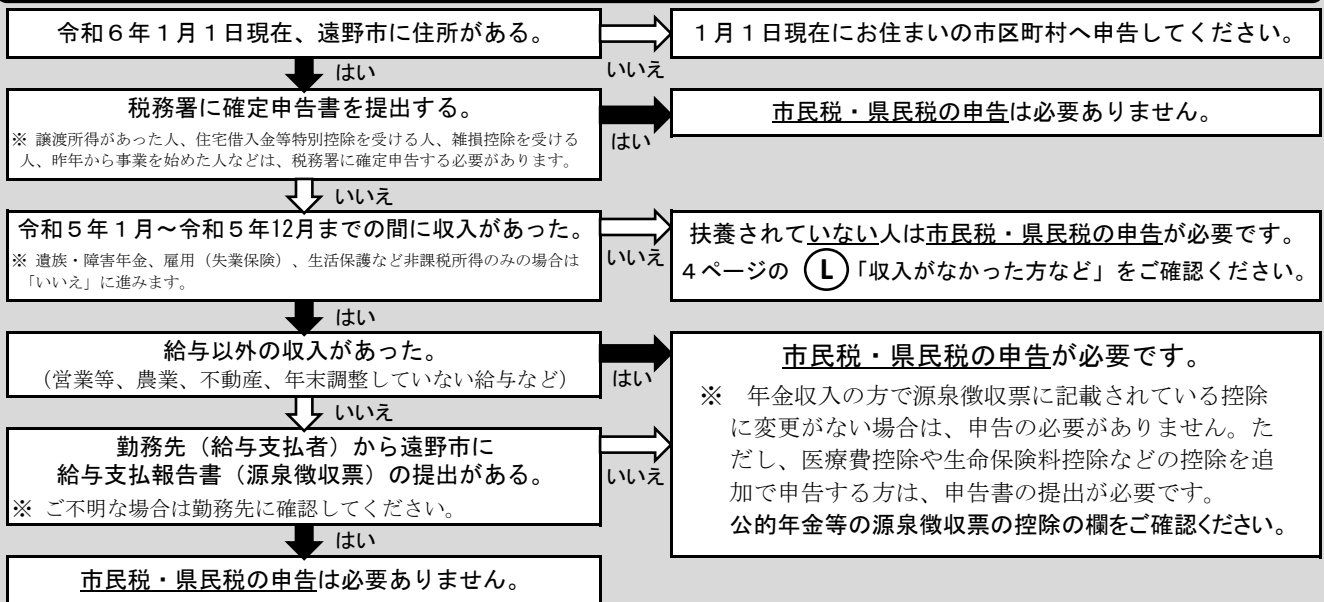
収支内訳書(営業等、農業、不動産)や医療費の明細書は事前に作成の上、持参してください。

作成していない場合は、来場者自身で作成してからの申告相談になるため、順番が遅くなることがあります。

申告が必要な人

- 1 令和6年1月1日現在、遠野市に住所がある人
- 2 営業等、農業、不動産、雑（公的年金等）、一時などの所得がある人
ただし、所得税の確定申告が必要な人、税務署から申告書が送られている人、譲渡所得があった人、住宅借入金等特別控除を受ける人、雑損控除を受ける人、昨年から事業を始めた人などは、税務署へ確定申告する必要があります。
- 3 給与所得者で下記に該当する人
 - (1) 勤務先から遠野市に給与支払報告書が提出されない人
 - (2) 就職、退職などにより年末調整していない給与収入、営業等、農業、不動産、雑（公的年金等）、一時などの所得があった人
- 4 非課税収入（遺族年金、障害年金、失業保険、生活保護など）のみの人
- 5 遠野市以外に居住している人に扶養されている人
- 6 無収入の人（失業中など）

申告診断フローチャート



申告に必要なもの

- 1 市民税・県民税申告書、確定申告書、確定申告のお知らせ（確定申告書等が税務署から事前に送付されている人）
- 2 マイナンバーカードもしくは通知カード及び本人確認できる書類（詳しくは11ページを参照）

3 令和5年中の収入や経費がわかるもの

・営業等、農業、不動産所得	収支内訳書、収入・経費がわかる帳簿、経費の領収書
・給与所得	源泉徴収票
・公的年金所得	源泉徴収票
・雑業務、雑その他所得	報酬、個人年金の支払調書、経費がわかる証明書
・譲渡所得、一時所得	収用事業の場合は、買取・申出証明書、経費の領収書

収支内訳書（営業等、農業、不動産）や医療費の明細書は事前に作成の上ご持参ください。

4 各種控除に必要な領収書、証明書など（令和5年中に支払ったもの）

・医療費控除	医療費の領収書原本、医療費通知及び明細書、保険等により補てんを受けた金額がわかる通知書、健康診断などの結果通知表の写しや領収書の原本（セルフメディケーション税制による特例を受ける場合） ※ 領収書は、受診者ごと、病院・薬局等支払先ごとにまとめ、「医療費控除の明細書」に記載した状態で持参してください。
・社会保険料控除	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、社会保険料などの領収書、国民年金保険料の証明書
・生命保険料、地震保険料控除	保険会社などからの控除証明書 ※ 領収書では、控除を受けることができません。
・障害者控除	障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書
・寄附金控除	寄附先からの受領書等

- 5 本人名義の振込先金融機関の口座番号がわかるもの（所得税の還付がある申告の場合に限ります）
- 6 イータックスの利用者識別番号がわかるもの（既に取得している場合に限ります）

申告書の書き方(おもて)

手順1

- ①「**現住所**」
現在の住所を記入してください。
- ②「**1月1日現在の住所**」
令和6年1月1日現在の住所を記入してください。
「現住所」と同じ場合は「同上」と記入してください。
- ③「**氏名・生年月日**」
氏名、フリガナ、生年月日を記入してください。
- ④「**職業**」
現在の職業を記入してください。
現在働いていない方は「無職」と記入してください。
- ⑤「**電話番号**」
ご自宅の電話番号又は携帯電話番号を記入してください。
- ⑥「**個人番号**」
個人番号(マイナンバー)を記入してください。

手順2

- 各種控除の詳細については8～11Pを参照してください。
- 【**医療費控除**】
申告の際は、領収書の原本を持参し、医療費控除の明細書、医療費通知を添付してください。
 - 【**社会保険料控除**】
本人以外の年金から特別徴収(天引き)されたものは、含めることができません。
 - 【**生命保険料控除・地震保険料控除**】
保険会社作成の控除証明書に記載されている控除対象額(支払金額)を記入してください。
 - 【**障害者控除**】
本人が障害者の場合は、氏名欄に「本人」と記入してください。
 - 【**配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者**】
「配偶者の合計所得金額」とは、収入金額から算出した所得金額です(5ページの「収入金額等と所得金額」を参照してください。)
 - 【**扶養控除**】
配偶者については、「配偶者控除」の欄に、16歳未満の扶養親族については、「16歳未満の扶養親族」の欄に記入してください。また、別居の扶養親族がいる場合は、申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」に記入してください。
※ 16歳未満の扶養親族は、控除額は0円ですが、税額の計算に影響する場合がありますので、記入してください。
 - 【**個人番号(マイナンバー)の記入**】
控除対象者の個人番号を記入してください。

令和6年度 市民税・県民税(国民健康保険税)申告書

遠野市長 現住所 遠野市中央通り9番1号 世帯番号 業種又は職業 自営業
1月1日現在の住所 同上 電話番号 62-2111
令和 年 月 日 提出 フリガナ トオノ ダロウ 個人番号 / / / / / / / / / / / / / / / /
氏名 遠野 太郎 性別 本人 氏名番号 / / / / / / / / / / / / / / / /

収入	所得	所得から差し引かれる金額	所得から差し引かれる金額
1 事業収入 営業等 ① 2,278,300 農業 ② 不動産 ③ 利子 ④ 配当 ⑤ 給与 ⑥ 1,800,000 公的年金等 ⑦ 養老金 ⑧ 100,000 その他 ⑨ 短期 ⑩ 長期 ⑪ 100,000	2 所得金額 営業等 ① 農業 ② 3,331,651 不動産 ③ 利子 ④ 配当 ⑤ 給与 ⑥ 1,180,000 公的年金等 ⑦ 養老金 ⑧ 82,000 その他 ⑨ 総合課税・一時 ⑩ 50,000 合計(⑦+⑧+⑨) 82,000 合計 4,643,651	3 所得から差し引かれる金額 社会保険料控除 ⑬ 500,000 小規模企業共済等掛金控除 ⑭ 180,000 生命保険料控除 ⑮ 70,000 地震保険料控除 ⑯ 25,000 基礎、ひとり親控除 ⑰-⑱ 障害者控除 ⑲-⑳ 300,000 配偶者(特別)控除 ㉑-㉒ 扶養控除 ㉓ 780,000 基礎控除 ㉔ 430,000 ⑳から㉔までの計 2,285,000 雑損控除 ㉕ 545,635 医療費控除 ㉖ 120,000 合計(㉓+㉔+㉕) 2,950,635	4 所得から差し引かれる金額 5 給与・公的年金等に おいて6歳未満の方 の納税方法 所得以外(令和6年4月1日 において6歳未満の方 と所得以外)の市民税・県民 税の納税方法 <input type="checkbox"/> 給与からの差引き(特 徴) 所得以外(令和6年4月1日 において6歳未満の方 と所得以外)の市民税・県民 税の納税方法 <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴 収)

手順3

- 【**収入金額等**】
5ページの「収入金額等と所得金額」を参照しながら、記入してください。
※ 収入とは、農業や自営業、不動産をお持ちの方は、売上金額や家賃収入のことで、給与や年金の支払いを受けている方は、源泉徴収税額(所得税など)や社会保険料などを差し引く前の総支払額のことです。
- 【**所得金額**】
5ページの「収入金額等と所得金額」を参照しながら、記入してください。
※ 所得とは、農業や自営業、不動産をお持ちの方は、収入金額から必要経費を差し引いた額です。給与や年金の支払いを受けている方は、5ページの「給与所得の計算」、「公的年金等(雑所得)の計算」、「所得金額調整控除額の計算」によって計算した結果の金額です。
- 【**所得から差し引かれる金額**】
8～11ページの「所得から差し引かれる金額」の各項目を参照しながら、記入してください。

申告書の書き方(うら)

A 給与所得がある方で源泉徴収票がない方

前年中に給与収入のある人で、源泉徴収票がない人は、記入してください。
「合計」を申告書表面の**カ**に記入してください。
給与所得の計算は、5ページの表1及び表3を参照してください。

B 事業・不動産所得がある方

前年中に事業、不動産による収入がある人は、収入・経費を記入し、所得金額を算出します。
収入金額と所得金額は、所得の種類ごとに申告書表面の**ア・イ・ウ**と①・②・③にそれぞれ記入してください。

C 配当所得がある方

収入金額を合計して申告書表面の**オ**に、所得金額を⑤に記入してください。

D 雑所得(公的年金等以外)がある方

収入金額を合計して、業務に係るものは申告書表面の**ク**に、その他のものは**ケ**に、所得金額は**ク**に該当するものを⑧に、**ケ**に該当するものを⑨にそれぞれ記入してください。

E 総合譲渡・一時所得がある方

イ、ロ、ハの金額をそれぞれ申告書表面の**コ**、**サ**、**シ**に記入してください。特別控除額は、総合譲渡(短期、長期合わせて)、一時所得ともそれぞれ最高50万円です。
※ 暗号資産やFX取引の申告は受け付けることができません。税務署で申告をしてください。

F 事業専従者がいる方

事業専従者がいる場合は、記入してください。事業専従者とした人を扶養親族等として、扶養控除することはできません。

G 別居の扶養親族等がいる方

令和5年12月31日現在で扶養している親族又は事業専従者で、別居している人がある場合は、その人の氏名、個人番号、住所を記入してください。

H 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受ける方

徴収済みの住民税5%の金額を記入してください。

I 寄附金がある方

該当する欄に寄附した金額を記入してください。
条例指定分の市の欄には、遠野市が指定する法人に対する寄附を行った場合に記入してください。
※ ふるさと納税について、ワンストップ特例を申請した方が申告をすると、ワンストップ特例の申請が無効になりますので、ふるさと納税に伴う寄附金の記載を忘れないように注意してください(所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受ける場合は、所得税の確定申告が必要です。)

The image shows a sample tax return form with several sections highlighted by red circles and letters A through L. The sections include:

- A**: 給与所得の内訳 (Salary Income Details)
- B**: 事業・不動産所得に関する事項 (Business/Real Estate Income Items)
- C**: 配当所得に関する事項 (Dividend Income Items)
- D**: 雑所得(公的年金等以外)に関する事項 (Miscellaneous Income (excluding public pensions, etc.))
- E**: 総合譲渡・一時所得に関する事項 (Comprehensive Transfer/One-time Income Items)
- F**: 事業専従者に関する事項 (Business Family Members)
- G**: 別居の扶養親族等に関する事項 (Separate Residence Support Family Members)
- H**: 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項 (Control of Dividend/Share Transfer Income Tax Exemption)
- I**: 寄附金に関する事項 (Charitable Contribution)
- J**: 事業税に関する事項 (Business Tax)
- K**: 所得金額調整控除に関する事項 (Income Tax Adjustment Exemption)
- L**: 収入がなかった方(非課税収入のみの方)など (Those with no income (non-taxable income only), etc.)

J 事業税に関する事項
この欄は、次の2つに当てはまる個人が記入してください。
◎ 岩手県内の事務所又は事業所を持っている。
◎ 事業を行っている。
※ この欄に記入すれば、改めて個人事業税の申告をする必要はありません。

K 所得金額調整控除に関する事項
所得金額調整控除の適用要件に該当する場合は、氏名、生年月日、該当する障害区分、個人番号等を記入してください。

L 収入がなかった方(非課税収入のみの方)など
前年中に課税される所得がなかった方で、1の**ア**～**エ**に該当する収入があった場合は○をつけて、年間受給額を記入してください。
それ以外の方は、昨年(前年)の生活状況を2に記入してください。
例) 貯金により生活、実家からの仕送りにより生活 など

※ マイナンバーの記入が必要です。
事業専従者や、別居の扶養親族等のマイナンバーも記入してください。

収入金額等と所得金額

申告書の書き方「手順3」は下記を参考に、収入金額、所得金額を記入します。

収入の種類			所得の算出方法及び記入の仕方
ア	事業	営業等 卸売・小売・製造・修理・建設・金融・運輸・サービスなどによる収入	① ② ③ 収入内訳書を作成し、収入金額をア・イ・ウ、所得金額を①・②・③に記入します。
イ	農業	農産物の生産・果樹などの栽培・家畜の飼育・酪農品の生産などによる収入	
ウ	不動産	貸家・貸事務所・貸室・アパート・貸ガレージ・貸地などによる収入	
エ	利子	公社債・預貯金の利子などの収入	④ 収入金額をエ、所得金額を④に記入します。
オ	配当	株式の配当・出資の配当・農事組合法人の剰余金の分配、証券投資信託の分配金などによる収入(分離課税を選択することができるものもあります。)	⑤ 申告書裏面「8」に記入し、収入金額を表面オ、所得金額を⑤に記入します。なお、配当割額控除を受けようとする人は、申告書裏面「14」に記入します。
カ	給与	給料(アルバイト代、パート代を含む。)・賃金・歳費・賞与・事業専従者給与などの収入	⑥ 収入金額をカ、表1・表3で計算した所得金額を⑥に記入します。なお、源泉徴収票がない人は、申告書裏面「6」に記入してください。
キ	公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金などの公的年金収入(遺族年金、障害年金は、非課税収入ですので記入しません。)	⑦ 収入金額をキ、表2で計算した所得金額を⑦に記入します。
ク	雑業務	原稿料・講演料・ネットオークションなどを利用した個人取引などの副収入による収入	⑧ 申告書裏面「9」に記入し、収入金額をク、所得金額を⑧に記入します。
ケ	その他	郵便年金・生命保険年金など他の所得にあてはまらない収入	⑨ 申告書裏面「9」に記入し、収入金額をケ、所得金額を⑨に記入します。
コ	総合譲渡	土地建物以外の資産(車両・機械器具・書画・漁業権など)の譲渡による収入	⑩ 申告書裏面「10」に記入し、「10」のイ・ロ・ニの金額を申告書表面コ・サ・⑩に記入します。 申告書裏面「10」に記入し、「10」のハ・ニの金額を申告書表面シ・⑩に記入します。
シ	一時	生命保険等の満期受取金や損害保険等の満期返戻金などの収入	

表1

給与所得の計算		
カ	給与等の収入金額	円
⑥	給与所得(A)-(B)	円
カの金額(A)	⑥給与所得控除の額(B)	
～1,625,000円	55万円	
1,625,001円～1,800,000円	(A)×40%－10万円	
1,800,001円～3,600,000円	(A)×30%＋8万円	
3,600,001円～6,600,000円	(A)×20%＋44万円	
6,600,001円～8,500,000円	(A)×10%＋110万円	
8,500,001円～	195万円	

表2

公的年金等(雑所得)の計算			
キ	公的年金等の収入金額	円	
⑦	公的年金等の雑所得(A)-(B)	円	
65歳以上の方の場合(昭和34年1月1日以前に生まれた人)			
キの金額(A)	【公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額】		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
上記の場合の公的年金等控除額↓(B)			
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超410万円以下	(A)×25%＋27.5万円	(A)×25%＋17.5万円	(A)×25%＋7.5万円
410万円超770万円以下	(A)×15%＋68.5万円	(A)×15%＋58.5万円	(A)×15%＋48.5万円
770万円超1,000万円以下	(A)×5%＋145.5万円	(A)×5%＋135.5万円	(A)×5%＋125.5万円
1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円
65歳未満の方の場合(昭和34年1月2日以後に生まれた人)			
キの金額(A)	【公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額】		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
上記の場合の公的年金等控除額↓(B)			
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超410万円以下	(A)×25%＋27.5万円	(A)×25%＋17.5万円	(A)×25%＋7.5万円
410万円超770万円以下	(A)×15%＋68.5万円	(A)×15%＋58.5万円	(A)×15%＋48.5万円
770万円超1,000万円以下	(A)×5%＋145.5万円	(A)×5%＋135.5万円	(A)×5%＋125.5万円
1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

表3 所得金額調整控除額の計算※対象者は表1で計算した後の給与所得から控除してください。

①	給与等の収入が850万円を超えている方で、(1)本人が特別障害者の方(2)特別障害者である扶養親族または同一生計配偶者を有する方(3)23歳未満の扶養親族がいる方(1)(2)(3)のいずれかに該当すれば対象となります。 計算式… {給与等の収入金額(＊1)－850万円} ×10%
②	給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有し、その2つの所得の合計が10万円を超える場合に対象となります。 計算式… {給与所得金額(＊2)＋公的年金等に係る雑所得(＊2)}－10万円

＊1…1,000万円を超える場合は1,000万円 ＊2…10万円を超える場合は10万円

※①、②どちらもある方は①を先に控除してください。

農業の申告

1 申告に必要なもの

- (1) 記載した収支内訳書と帳簿
- (2) 収入と経費に関する書類

※ 「収支内訳書」は事前に作成の上、持参してください。作成していない場合は、来場者自身で作成してからの申告受付になるため、申告受付の順番が遅くなる場合があります。

2 申告前の準備

手順1 農業の収入と経費を記載した帳簿を準備し、それに関わる書類を科目ごとに整理します。

収入の書類の例	○米、野菜、たばこ、乳代等の販売した額がわかる実績表や精算書 ○産直等で販売した額がわかる実績表や精算書 ○肉用牛の売却証明書 ○雑収入（農業に係る各種補助金、奨励金、交付金、共済金等）の額がわかる書類
経費の書類の例	○農業に係る支払いで経費がわかる領収書、実績表 ○農地・農業用施設に係る固定資産税課税明細書 ○農耕用機械等の軽自動車税納税通知書 ○土地改良区賦課金の領収書

手順2 帳簿から計算した科目ごとの合計金額を、収支内訳書に記載します。

《肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける人へ》

肉用牛の特例を受けるには、売却証明書が必要です。売却証明書の名義が申告者であることや販売頭数分の証明書の有無を確認の上、持参してください。収支内訳書は、肉用牛に係るものとその他のもの(米、野菜、たばこ、乳代など)に分けて、2種類作成してください(用紙はコピーしてください。)

農業の収支内訳書の書き方

農業の収支内訳書の収入金額、経費等の各科目の記載については、次の説明を参考にして記載してください。科目の名称、番号及び記号は、収支内訳書の様式に合わせています。説明欄中の物品等の名称及び免税牛の欄は、例示したものであり表示以外でも対象となる場合があります。

科 目		説 明 (例 示)		内訳の記載が必要な科目の記載欄
収 入 金 額	販 売 金 額 ①	米、野菜、果物、果樹、花き、たばこ、ホップ、しいたけなどの販売収入（販売後、代金を受け取っていない場合も収入になります。） 免税牛 売却証明書のある牛の販売収入	収支内訳書裏面の「○収入金額の明細－田畑、特殊施設又は畜産物その他」の欄	
	家事消費金額 事業消費金額 ②	米や野菜などの作物を自宅で消費するものや贈答用として販売しなかったものを金額に換算計算（単価は、販売金額などにより計算） 〔販売実績がない場合は、農協などに単価を確認するか申告する際に保有米の保管状態（モミ・玄米）、品種、数量等を申告（例：玄米であきたこまちを30kg袋で20袋）〕		
	雑 収 入 ③	補助金等	国、県、市、農協、岩中酪、たばこ組合等の補助金、奨励金、交付金、経営所得安定対策の収入、コロナ関連	収支内訳書裏面の「○収入金額の明細－雑収入の内訳」の欄 ※欄が不足の場合は、帳簿等に記載
		その他	受取共済金、作業受託料、小作料、米精算金、中山間、補給金、共済無事戻し金、消費税の還付金の収入	
	小 計 ④	①＋②＋③		
	農産物の 棚卸高	期首 ⑤	令和5年1月1日現在の数量×販売金額の単価で計算	〔毎年、同程度の数量の場合は、省略することができる。〕
		期末 ⑥	令和5年12月31日現在の数量×販売金額の単価で計算	
計 ⑦	④－⑤＋⑥			
経 費	雇 人 費 ⑧	田植や稲刈りなどの農作業の委託、農作業の労賃、賄い費 免税牛 牧草、飼料用作物の刈り取り、ロールラップ作業の委託	収支内訳書表面の「○雇人費の内訳」の欄	
	小 作 料 賃 借 料 ⑨	農地の賃借料、建物の賃借料、農機具の賃借料、共同施設の利用料 免税牛 牧草地の賃借料	収支内訳書表面の「○小作料・賃借料の内訳」の欄	

(次のページにつづく)

(前のページからのつづき)

減価償却費	⑩	建物、農機具、車両、搾乳牛などの農業に使用するものの償却費 (経費対象外：住居用住宅や通勤用、生活用の車両)		収支内訳書裏面の「○減価償却費の計算」の欄
		10万円以上	新規に購入した機械、建物、家畜等の取得費用を定められている耐用年数で計算し償却費を計算	
		10万円以上 20万円未満	新規に購入した機械、建物、家畜等の取得費用を耐用年数3年で計算し償却費を計算することも可能	
		免税牛	免税牛の分を上記の例により償却費を計算	
貸倒金	⑪	売掛金が倒産等で回収不能になった場合の損失額		
利子割引料	⑫	農業機械、農地取得などの借入金の支払い利息 (経費対象外：元金支払い分)		
		免税牛	免税牛の収入に係る購入時の借入金の支払い利息	
租税公課	①	車 両	農耕用車両・軽トラックの軽自動車税、トラックの自動車税、重量税 (農業分と日常の生活分を分けて計算してください。)	
		税 金	農業に使用している土地、家屋、償却資産の固定資産税 (固定資産税課税明細書により農業分の土地、家屋、償却資産の課税標準額×1.5%で計算してください。)、税込経理方式の消費税 (経費対象外：居住用住宅・宅地の固定資産税、所得税、住民税、国民健康保険税)	
		公 課	農業関係の組合、農協等の賦課金 (土地改良区賦課金は、土地改良費)、水稲部会費、野菜部会費 (経費対象外：自治会費、同窓会費、出資金)	
種 苗 費	㊦	米・野菜・作物の種代、苗代		
		免税牛	飼料用穀物・牧草の種代、苗代	
素 畜 費	㊧	仔牛、仔豚、鳥のひななどの減価償却費に計上しない取得費、種付け料、放牧料		
		免税牛	上記の経費のうち、免税牛の収入にかかる経費	
肥 料 費	㊨	農作物栽培の肥料代、培土代		
		免税牛	飼料用作物栽培の肥料代	
飼 料 費	㊩	家畜、養殖魚のエサ代		
		免税牛	牧草代、デントコーン代、ふすま代	
農 具 費	㊪	使用期間が1年未満又は10万円未満の農具代		
農薬衛生費	㊫	農畜作物の農薬、ヘリ等の共同防除費		
		免税牛	爪切り、殺虫剤、牛の病気やけがの獣医師への支払い	
諸 材 料 費	㊬	各種マルチ代、ビニールハウス等用品代、なわ代、紙ひも代、箱・袋代		
修 繕 費	㊭	農機具・減価償却資産の修繕費、軽トラックの車検費用 (農業分と日常の生活分を分けて計算してください。)		
動力光熱費	㊮	農業に使用した分の水道代、電気代、灯油代、軽油代、ガソリン代、その他の燃料代 (農業分と日常の生活分を分けて計算してください。)		
作業用衣料費	㊯	ツナギ、ヘルメット、手袋などの農作業時に身に付けるものの費用		
農 業 共 済 掛 金	㊰	作業場、農業機械、農畜産物等の共済費 (経費対象外：居住用住宅の火災保険等)		
		免税牛	家畜共済、畜産用機械の共済掛金	
荷造運賃手数料	㊱	出荷の際の包装費用、農協・産直・組合等の販売手数料、運賃		
土地改良費	㊲	土地改良区の賦課金、客土費用		
(任意欄)	㊳	※ 経費の中で分類できない支出があった場合に記載してください。		
		※ 特殊な場合を除き、自由記載欄は、使用しないように経理してください。		
雑 費	㊴	農業経営上で必要な書籍、農業新聞、電話料金などで、他の経費に当てはまらない経費		
農産物以外の棚卸高	㊵	期首	令和5年1月1日現在の保有している肥料、農薬の金額	
		期末	令和5年12月31日現在の保有している肥料、農薬の金額	
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	㊶	果樹・牛馬等の育成中のものに係る本年中の肥料、農薬等の投下費用		
		収支内訳書裏面の「○果樹・牛馬等の育成費用の計算」の欄		
小 計	⑬	㊴～㊵までの計－㊶－㊷		
経 費 計	⑭	⑧～⑫までの計＋⑬		
専従者控除前の所得金額	⑮	⑦－⑭		
専 従 者 控 除	⑯	配偶者や親族等が本年中に6か月を超える期間、事業に従事した場合は、⑮の金額に応じ860,000円(配偶者以外の場合は500,000円)を限度に経費にすることが可能です。		収支内訳書表面の「○事業専従者の氏名等」の欄
所 得 金 額	⑰	⑮－⑯		

⑰のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額(免税所得の金額)

所得から差し引かれる金額

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に内訳を記入し、「4 所得から差し引かれる金額」に、下記により計算した控除額を記入します。

⑬ 社会保険料控除

前年中に、あなたや生計を一にする親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、国民年金基金などを支払った場合に控除されます。

【記入の仕方】

支払った保険料などの合計額を「所得から差し引かれる金額」の⑬に記入します。

※ 生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金から特別徴収（引き落とし）された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。

なお、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替により、その保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。

⑭ 小規模企業共済等掛金控除

前年中に、あなたが小規模企業共済制度に基づく掛金（旧第2種共済掛金を除く。）、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合に控除されます。

【記入の仕方】

支払った掛金の合計額を「所得から差し引かれる金額」の⑭に記入します。

⑮ 生命保険料控除

前年中に、あなたが支払った生命保険契約等、一定の要件を満たす個人年金保険契約等の保険料又は掛金がある場合に控除されます。契約を締結した時期によって、控除額の計算が異なります。

新契約に係る保険料を支払った場合		旧契約に係る保険料を支払った場合		生命保険料控除額	
※平成24年1月1日以後に締結した保険契約等		※平成23年12月31日以前に締結した保険契約等			
保険の種類	適用額	保険の種類	適用額	保険の種類	小計
A 一般生命保険料	円	D 一般生命保険料	円	A + D [※]	円
B 個人年金保険料	円	E 個人年金保険料	円	B + E [※]	円
C 介護医療保険料	円			C	円
A, B, C, D, Eそれぞれ支払った保険料ごとに適用額を計算				合計	限度額 70,000円 円
支払った金額	適用額	支払った金額	適用額		
12,000円以下	支払った保険料全額	15,000円以下	支払った保険料全額	※新契約と旧契約の両方の適用を受ける場合は、両方の適用額を合計しますが、限度額は28,000円です。	
12,000円超 32,000円以下	支払った保険料 ×1/2+6,000円	15,000円超 40,000円以下	支払った保険料 ×1/2+7,500円		
32,000円超 56,000円以下	支払った保険料 ×1/4+14,000円	40,000円超 70,000円以下	支払った保険料 ×1/4+17,500円		
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円		

【記入の仕方】

上の表で計算した控除額を「所得から差し引かれる金額」の⑮に記入します。

⑯ 地震保険料控除

前年中に、あなたが支払った損害保険契約の保険料又は掛金のうち、地震保険料と旧長期損害保険料がある場合に控除されます。

- 地震保険料は、損害保険契約等に基づいて支払った保険料又は掛金のうち、地震等損害部分の保険料等が控除の対象になります。
- 旧長期損害保険料は、平成18年末までに契約し保険期間や共済期間が10年以上で、かつ、満期返戻金がある損害保険契約の保険料等が控除対象となります。

地震保険料控除額		
A 地震保険料のみを支払った場合	B 旧長期損害保険料のみを支払った場合	C 両方を支払った場合
支払った保険料×1/2 (控除限度額25,000円)	5,000円以下 [支払った保険料全額]	A、Bをそれぞれの方法で 計算した金額の合計額 (控除限度額25,000円)
	5,000円超 15,000円以下 [支払った保険料×1/2+2,500円]	
	15,000円超 [10,000円]	

※ 一つの契約が地震保険料及び旧長期損害保険料の両方に該当するときは、いずれか一方の保険料等が控除の対象になります。

【記入の仕方】

上の表で計算した控除額を「所得から差し引かれる金額」の⑯に記入します。

⑰寡婦控除

A 夫と死別後、婚姻していない人（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人）や夫が生死不明の人で、合計所得金額 ^{※1} が500万円以下の人	26万円
B 夫と離婚後、婚姻していない人（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人）で、扶養親族があり合計所得金額 ^{※1} が500万円以下の人	

【記入の仕方】

申告書表面の「⑰寡婦控除」を記入し、控除額を「所得から差し引かれる金額」の⑰に記入します。

⑱ひとり親控除

婚姻していない人や配偶者の生死が明らかでない人（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人）で、合計所得金額が500万円以下であり、かつ、他の納税義務者の扶養親族等にされていない総所得金額等 ^{※2} が48万円以下の生計を一にする子がいる人	30万円
---	------

【記入の仕方】

申告書表面の「⑱ひとり親控除」を記入し、控除額を「所得から差し引かれる金額」の⑱に記入します。

⑲勤労学生控除

あなたが特定の学校の学生・生徒であり合計所得金額 ^{※1} が75万円以下（不動産・利子・配当など勤労によらない所得が10万円以下）の人	26万円
---	------

【記入の仕方】

申告書表面の「⑲勤労学生控除」を記入し、控除額を「所得から差し引かれる金額」の⑲に記入します。

⑳障害者控除

あなたや生計を一にする親族が身体障害者手帳などの交付を受けている人、又は介護保険の要介護認定を受け、かつ、健康福祉の里から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人	障害者 26万円
障害者のうち、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人、又は健康福祉の里から特別障害者として「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人	特別障害者 30万円
同居特別障害者とは、同一生計配偶者又は扶養親族のうち特別障害者で、かつ、あなた又はあなたの配偶者もしくは、あなたと生計を一にするその他の親族との同居を常としている人	同居特別障害者 53万円

【記入の仕方】

申告書表面の「⑳障害者控除」を記入し、控除額を「所得から差し引かれる金額」の⑳に記入します。特別障害者の場合は、その人の氏名を○で囲みます。

㉑配偶者控除

あなたの前年中の合計所得金額^{※1}が1,000万円以下で生計を一にする配偶者（合計所得金額^{※1}が48万円以下）を扶養している場合に控除されます。ただし、配偶者特別控除や事業専従者控除と重複して控除することはできません。

【記入の仕方】

申告書表面の「㉑配偶者控除」を記入し、控除額を「所得から差し引かれる金額」の㉑に記入します。

あなたの合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	70歳以上の控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円

㉒配偶者特別控除

あなたの前年分の合計所得金額^{※1}が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の前年分の合計所得金額^{※1}が48万円を超え133万円以下の場合に、あなたの合計所得金額^{※1}及び配偶者の合計所得金額^{※1}に応じて所定の金額が控除されます。ただし、配偶者控除や事業専従者控除と重複して控除することはできません。

【記入の仕方】

申告書表面の「㉒配偶者特別控除」を記入し、控除額を「所得から差し引かれる金額」の㉒に記入します。

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

㉓ 扶養控除

あなたが生計を一にする親族（合計所得金額^{*1}が48万円以下）を扶養している場合に所定の金額が控除されます。ただし、事業専従者控除と重複して控除することはできません。

16歳未満の扶養親族	平成20年1月2日以降に生まれた人	0円
特定扶養親族	平成13年1月2日～平成17年1月1日に生まれた人	45万円
一般扶養親族	平成17年1月2日～平成20年1月1日に生まれた人	33万円
	平成13年1月1日以前に生まれた人	
70歳以上の扶養親族(昭和29年1月1日以前に生まれた人)		同居老親等以外の人 同居老親等
同居老親等とは、70歳以上の扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常としている人		

【記入の仕方】

申告書表面の「㉓扶養控除」を記入し、控除額を「所得から差し引かれる金額」の㉓に記入します。別居の場合、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」に記入します。

㉔ 基礎控除

あなたの前年中の合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます。

【記入の仕方】

控除額を「所得から差し引かれる金額」の㉔に記入します。

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

㉖ 雑損控除

前年中に、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族（総所得金額等^{*2}が48万円以下）の有する資産（家屋、家財など生活用資産等）が災害、盗難、横領による損害を受けた場合に控除されます。

雑損控除額	
損害金額－保険金などで補てんされた金額＝（A）	
次のいずれかの多い方の金額	（A）の金額－（総所得金額等 ^{*2} ×10％）
	（A）の金額のうち災害関連支出の金額－5万円

【記入の仕方】

上の表で計算した控除額を「所得から差し引かれる金額」の㉖に記入します。

㉗ 医療費控除

「通常の医療費控除」と「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」のいずれかを選択します。

【通常の医療費控除】

前年中に、あなたや生計を一にする親族のために支払った医療費が、一定の金額以上の場合に控除されます。

医療費控除額（限度額 200万円）	
支払った医療費の額 － 保険金等で補てんされる額	－
	10万円又は 総所得金額等 ^{*1} の 合計額の5％ のいずれか少ない金額

【セルフメディケーション税制による医療費控除の特例】

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする親族のために特定の市販薬を一定の金額以上購入した場合に控除されます。

医療費控除額（限度額 8万8千円）	
購入したOTC医薬品の額 － 保険金等で補てんされる額	－
	12,000円

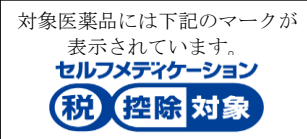
● 対象医薬品

ドラッグストアなどで購入した、医療用から転用された特定成分を含む「OTC医薬品」が対象です。対象医薬品には識別マークが記載されているほか、レシートや領収書には「セルフメディケーション税制対象商品」と表示されています。

● 控除対象者

対象となる健康診断などを受け、健康管理をしている人が対象となります。

例) 特定健康診査(メタボ検診)・職場の定期健康診断・各種予防接種・人間ドック・がん検診 など



【記入の仕方】

上の表で計算した控除額を「所得から差し引かれる金額」の㉗に記入します。

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける場合は、「区分」の□に「1」と記入します。

医療費控除を受けようとする人は、該当する明細書を作成の上、添付してください。

明細書の記入内容確認のため、申告期限等から5年間、税務署から領収書等の提示又は提出を求められる場合がありますので、申告後も領収書等は自宅等で保管してください。

◎ 医療費控除は、支払った医療費が還付になるものではありません。税金を計算する際に他の所得控除と同じく所得額から差し引くことができるものです。

- ◎ 支払った医療費のうち、健康保険組合、共済組合などから補てんを受ける療養費、出産育児一時金などの給付金や保険会社などから支払いを受ける医療保険金、入院費給付金等又は加害者から受ける医療費の補てん金などを差し引いた金額が控除の対象となります。
- ◎ 寝たきり状態にある人のおむつ代について、「おむつ使用証明書」を添付することにより、医療費控除の対象となります。おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である要介護認定者は、健康福祉の里が発行する「おむつ代の医療費控除証明書」でも控除を受けることができます。

申告におけるマイナンバーの取扱いについて

申告会場で申告する方は下記の書類を持参し、申告書を郵送等で提出する方はマイナンバーの記載と写しの添付が必要です。

マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード ※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。
マイナンバーカードをお持ちでない方	<p>①番号確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります）など <p>いずれか1つ</p> <p>+</p> <p>②本人確認書類</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■写真付き書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 など <p>いずれか1つ</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■写真無し書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・年金手帳 など <p>いずれか2つ</p> </div> </div> <p>または</p>

令和6年度以降の市民税・県民税均等割と森林環境税(国税)の税率

市民税・県民税の均等割額については、東日本大震災復興基本法の理念に基づき、平成26年度から令和5年度の10年間、臨時的に年額1,000円（市500円、県500円）が加算されていましたが、令和6年度からはこの臨時措置はなくなり、新たに森林環境税（年額1,000円）が導入されます。

令和5年度まで	令和6年度から
市民税均等割（3,500円）	市民税均等割（3,000円）
県民税均等割（2,500円）	県民税均等割（2,000円）
合計6,000円	森林環境税（1,000円）
	合計6,000円
	市県民税均等割
	国 税

令和6年度の市民税・県民税等の主な税率は、次の予定です。

項 目	市 民 税	県 民 税	森 林 環 境 税
均 等 割	3,000円	2,000円	1,000円
所 得 割	6.0%	4.0%	
分 離 課 税	長期譲渡所得割	3.0%	2.0%
	短期譲渡所得割	5.4%	3.6%
上記の他に株式等に係る譲渡所得、山林所得などの税率がそれぞれあります。			

前年中に収入がなかった場合

前年中に収入がなかった場合、申告書の「合計⑫」の欄に「0」と記入し、提出してください。

申告しない場合、所得証明書等の発行、国民健康保険税や介護保険料等の算定や軽減判定、その他各種手続きに大きく影響しますのでご注意ください。

次の人は市民税・県民税申告書の提出は必要ありません

- 勤務先で年末調整をした人で、その勤務先のほかに所得がない方
- 税務署へ所得税の確定申告書を提出した方
- 市内に住民登録がある配偶者又は生計を一にしている親族から扶養されていて、前年中に収入がない方
- 収入が公的年金のみで、医療費控除や生命保険料等の控除を受けない方

※ 令和5年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得等以外の所得金額が20万円以下である場合は、令和5年分の所得税の確定申告書の提出は必要ありませんが、公的年金以外の所得がある場合や、各種控除（社会保険料、生命保険料等）を受ける場合は、市民税・県民税の申告が必要です。

下記に該当する人は申告をしなくても市民税・県民税は課税されません。

- ① 収入が公的年金のみで148万円以下の65歳以上(昭和34年1月1日以前生まれ)の方
- ② 収入が公的年金のみで98万円以下の65歳未満(昭和34年1月2日以降生まれ)の方

〔用語解説〕

- ※1 合計所得金額…利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得、総合課税の短期譲渡所得、一時所得及び総合課税の長期譲渡所得（2分の1後）の所得金額を合計した金額（純損失又は雑損失などの繰越控除を適用する前の金額）のことをいう。なお、土地・建物等の譲渡所得や株式等に係る譲渡所得などの分離課税も含まれる。
- ※2 総所得金額等…合計所得金額に、純損失又は雑損失などの繰越控除を適用した後のすべての所得金額の合計をいう。なお、土地・建物等の譲渡所得など、分離課税の所得については特別控除を適用する前の所得金額で計算する。

「確定申告書等作成コーナー」なら 自宅からいつでも申告ができます

国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力するだけで、所得税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成・e-Taxによる送信（提出）ができます。自動計算されるので計算誤りがありません。書面提出の場合より、還付金を早く受け取ることができます。確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です（※ メンテナンス時間を除きます。）。
※ 確定申告書等作成コーナーで作成した申告書は、印刷して郵送等で提出することもできます。

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダーライター）を用意



↓
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

↓
申告書等データを作成、送信

確定申告書を画面の案内に従って作成し、申告書データをe-Taxに送信します。

- 青色申告決算書・収支内訳書がスマートフォンで作成可能
- マイナポータル連携による申告書の自動入力対象が拡大

マイナポータル連携とは、所得税確定申告手続について、マイナポータル経由で、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動連携する機能です。

※ 利用するにはマイナポータル連携の事前設定が必要です。

また、証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。

《一人でもe-Taxを利用するのが心配な方へ》

e-Taxでの申告をサポートします(事前予約制)

自分でe-Taxで申告したいけれど、一人ではe-Taxを利用するのが心配な方に対して、申告のサポートを行います。（事前予約制）

- 期間 令和6年1月22日（月）～1月31日（水）午前9時～午後5時 ※ 土日を除く
- 場所 市役所とびあ庁舎税務課窓口
- 用意するもの マイナンバーカード、帳簿又は収支内訳書、医療費の明細書等
マイナポータルを利用する場合は暗証番号
- 予約方法 市役所税務課に予約（TEL 0198 - 62 - 2111 内線132・133）

問い合わせ先

◆ 所得税・贈与税・相続税・消費税に関すること	釜石税務署	TEL 0193-25-2081(代)
◆ 市民税・県民税・国民健康保険税に関すること	遠野市総務企画部税務課	TEL 0198-62-2111 内線 132・133
◆ おむつ代の医療費控除証明書、障害者控除対象者認定書の交付に関すること	遠野健康福祉の里健康長寿課	TEL 0198-68-3171
	宮守総合支所福祉担当	TEL 0198-67-2111 内線 136
◆ 電子証明書（マイナンバーカード）の取得に関すること	遠野市総務企画部情報推進課	TEL 0198-62-2111 内線 236